

どう見ても月のお笠に紐がない  
右はのかみ、どう見てもといふ冠にて句を乞ひけるに、  
取敢ず若すはえの一句を詠み出しけるを、押返し〜乞ひ  
けるに、考ふる氣色もなく詠出しけるといひ傳へたり。

○金澤神明社來歴

聞見雜錄に云ふ。加州松任の城主蕪木右衛門大夫と云ふ  
者、熨斗付の刀紛失せし時、人々打入起請せさせしに、武  
者修行の篠野藏人と云ふ者無心元よし也。藏人聞之而無  
是非仕合哉。此の事を云はるゝ人々と果さば盜人に極れ  
り。所詮鐵火を取らんとて、所々に札を立て、金澤の神明  
に於て無異儀鐵火を取り侍りければ、繩をなひたる事も  
なければども、可任法とて繩をなひ、扱手水をつかひ、見物  
の諸人に手を見せ、其の後いふやうは、侍たる者のかやう  
の不實を蒙るは、其加につきたるしるし也、切腹せんとて、  
兼ねて井上勘左衛門といふ者に介錯を頼み置きて、其の場  
に於て切腹すとあり。按ずるに、松任の城主蕪木右衛門大  
夫は、寛文十一年嫡木十右衛門由緒帳に、曾祖父嫡木右衛  
門大夫、生國越前、新田義貞家來筋之者にて、名字山上与

申處、右衛門大夫由緒有之、嫡木に替、加州に罷越、石川  
郡松任之館に一揆頭仕由。と見ゆ、石川訪古遊記に、松任  
城跡。民俗稱嫡木城。世傳。永祿八年、山上右衛門大夫自丹  
波移居越前嫡木浦。因氏焉、子頼信、孫勘解由、三世爲壘  
主。爲土賊酋長云々。とあれば、松任城にて熨斗付の刀紛  
失し、篠野藏人が金澤の神明にて鐵火を取り切腹せしは、  
元龜年中などの事ならんか。然らば金澤の神明といふは、  
彼の卯辰摩利支天山なる神明社なる事いぢるし。文化三  
年の由來書に、後光嚴院延文二年正殿建立云々とも載せた  
る事、實に古傳説ならば、舊社なる事知られたり。さて文  
祿五年に觀音院開山所慶伊勢參宮して、神を請け來り神寶  
となし、慶長四年に泉野に社地を申請け、更に神明社を造  
立する處、金澤神明は昔より一社の處、兩社に相成り迷惑  
するとして、泉野神明廢社有之度旨、卯辰神明の神主訴訟す  
とあるにて、そのさき金澤に神明は一社なりし事いぢる  
し。然るに右訴訟に依つて、兩社の合併を命ぜられ、再び  
泉野神明の一社とは成りたり。又國事雜抄に、別に金澤大  
神宮勸請を企てたる者あることを載す。

以上

今度七郎太夫与申者、當秋於加州金澤大神宮勸請可仕  
由申觸、奉加付申之由、神慮無勿躰候、寔猥之爲躰儀、  
其上々様之儀、先年諸國御法度被仰出候條、北國金澤町  
中ね被申奉加、急度可爲停止候。官立於出來は破却尤  
候。恐惶謹言。

酉、年三月十三日

外官長官辰彦

山田三方年寄中

以上

今度七郎太夫与申者、於加州金澤大神宮勸請可仕旨申  
觸、奉加付申由、奉令憚神慮段無勿躰候。誠猥之至  
曲事に候。其上々様之儀、先年諸國御法度に堅被仰出候  
條、其方より北國御奉行衆に被申上、急度奉加可被致  
停止候。官立於出來者破却尤候。恐々謹言。

酉、年三月十一日

山田三方

福井土佐守殿御宿所

右年曆は未だ詳かならず。元祿・享保の頃ならんか。扱金澤  
市中には、卯辰神明を犀川泉野の神明社へ合併せし後は、

一社而已なりしかど、近く明治廿三年香林坊橋の高に、更  
に大神宮とて一社を造立す。故に今は金澤神明兩社と成り  
たり。伊勢皇大神を勸請せし神社を神明社と稱するは、伊  
賀風土記に、阿辨郡拓植山有神。號神明。天照大神之遷座  
之假殿也と。此の風土記は延長の風土記と云はるれば、延  
長の頃より神明の稱ありしか。神明の稱は、年中行事秘抄  
に、天慶元年七月十三日、今日戊刻内侍所自溫明殿遷御清  
涼殿云々。とある註に、自往古號之神明。在内侍所。相  
傳云。伊世大神令分身也。每事靈驗也。とありて、もと禁  
廷の内侍所より起れるなりといへり。内侍所は賢所とも呼  
べり。禁秘抄に、凡禁中作法、先神事後他事。且暮敬神之  
叙慮無懈怠。白地ニモ以神宮并内侍所方不爲御跡。萬物隨出  
來必先置ニモ靈盤所棚。召女官被奉。或内侍參奉之。近代者  
如内侍不候内侍所。上古者多以溫明殿爲房云々。自神  
代神鏡如神宮奉仰。爲伊勢御代官被留置也。神事次第  
同伊勢云々。と載せさせ給へり。故に内侍所は伊勢神宮  
と同じく、天照皇大神の御靈代にて、神明と稱せし稱號に  
依つて、諸國に勸請したる伊勢神宮の遙拜所等をば、皆神